

事業者排出量削減報告書

（宛先） 京都府知事		平成25年7月29日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 京都銀行 代表取締役 高崎秀夫 電話 075-361-2277					
主たる業種	金融業	細分類番号 6 2 2 1					
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を3%削減する。						
計画を推進するための体制	環境問題は経営の重要課題と位置付け、取締役を構成員とした「環境会議」を開催し、積極的・継続的に環境保全活動を推進。本活動により省エネ、省資源、リサイクル活動を実施し、排出量削減を図る。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,351.3 トン	6,708.2 トン	6,624.4 トン	トン	-9.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	7,293.3 トン	6,708.2 トン	6,416.4 トン	トン	-10.0 パーセント	
	実績に対する自己評価 平成24年度については、例年のクールビズ、ウォームビズの活動に加え、社会情勢や政府方針に基づく節電活動を積極的に推進した結果、排出量の削減につながった。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積÷100)	3.97	3.58	3.40		-12.09 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価 平成24年度については、例年のクールビズ、ウォームビズの活動に加え、社会情勢や政府方針に基づく節電活動を積極的に推進した結果、排出量の削減につながった。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		93.0 セン	93.0 セン	100.0 セン	セン		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	例年のクールビズ、ウォームビズの活動に加え、社会情勢や政府方針に基づく節電活動を積極的に推進					
	(24)年度	例年のクールビズ、ウォームビズの活動に加え、社会情勢や政府方針に基づく節電活動を積極的に推進					
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	自動車通勤は原則不可 (店舗の立地条件および通勤事情よりみてやむを得ないと判断した場合、所属長が許可する)					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	従来より実施し、抑制効果がある。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	208.0 トン	0.0 トン			
	合計	0.0 トン	208.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	平成24年度より京都産業大学、京都大学の協力を得て、京都市北区の本山国有林において「京銀ふれあいの森」を整備し、森林保全活動に取り組んでいる。						
特記事項	京都版CO2排出量取引制度による「京-VER」208tを購入						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。